

相模原市自治会活動の推進に係る条例の答申について

相模原市自治会活動の推進に係る条例の制定に関する検討委員会(委員長：牧瀬 稔氏(関東学院大学教授)、委員8名)から多様な世代や立場の方が自主的に地域に関わり、自治会の加入促進など、協力が広がり、誰もが安全・安心に心豊かに暮らせる地域社会が発展していくことを願い、「相模原市自治会活動の推進に係る条例」について、市長に答申がされましたのでお知らせします。

1 日時 令和8年10月2日(金) 午後5時から午後5時15分まで

2 場所 相模原市役所本庁舎本館2階 特別応接室

3 検討委員会の出席者

委員長 ^{まき} 瀬 ^{みのる} 稔 氏 (関東学院大学教授)
副委員長 ^{おおき} 大木 ^{めぐみ} 恵 氏 (市自治会連合会会長)

4 市の出席者

市長 本村 賢太郎
副市長 萱野 克彦
市民局長 井上 美紀



5 検討経過

令和8年4月23日 相模原市自治会活動の推進に係る条例の制定について諮問
令和8年4月23日 検討委員会における検討(4回)
～9月25日

6 答申の内容

自治会加入率の低下や役員などの担い手の高齢化、固定化などが課題となっている中、条例の制定により、自治会の役割や地域のつながりの大切さを市民の皆様に御理解いただき、自治会を応援していただくとともに、多様な世代や立場の方が自主的に地域に関わり、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化及び参加、協力が広がり、誰もが安全・安心に心豊かに暮らせる地域社会が発展していくことを願い、骨子案がまとめられました。

※詳細は別紙のとおり

7 今後の予定

令和8年12月中旬 パブリックコメント(意見募集)の実施
～令和9年1月中旬
2月 市議会3月定例会議に条例(案)を提案
4月1日 条例施行予定

【問い合わせ先】
市民局 市民協働推進課
電話：042-769-8226(直通)

令和8年10月2日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市自治会活動の推進に係る
条例の制定に関する検討委員会
委員長 牧瀬 稔

相模原市自治会活動の推進に係る条例について（答申）

令和8年4月23日付け8市協第314号にて諮問がありました相模原市自治会活動の推進に係る条例について、当委員会において検討した結果、別添のとおり答申します。

条例の制定により、自治会の役割や地域のつながりの大切さを市民の皆様にご理解いただき自治会を応援していただくとともに、多様な世代や立場の方が自主的に地域に関わり、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化及び参加、協力が広がり、誰もが安全・安心に心豊かに暮らせる地域社会が発展していくことを願います。

〈付帯意見〉

(1) 本条例は、制定されて完結するものではなく、社会情勢の変化や多様な環境の推移に適切に対応しながら、その内容を深化・発展させていくことが重要です。

そのため、条例の実効性及び運用状況を検証し、一定期間経過後には、検証結果や実際に得られた知見を踏まえた見直しを実施することが望まれます。

また、本条例は第一歩として策定されるものであり、多様な意見や指摘が寄せられることが予想されます。こうした多様な意見等を尊重し、丁寧な説明や意見交換の機会を設けるなど適切なフォローを行うことが必要です。

今後も、多様な意見等を踏まえつつ、条例内容を必要に応じてブラッシュアップし、社会の変化に即した運用を継続的に図ることを要望します。

(2) 条例に掲げる目的の実現に資するため、自治会の加入促進及びその維持並びに活動の活性化を図る施策を体系的に整理し、効果的かつ実効性の高い取組を推進するための指針を策定されることを望みます。

なお、指針の策定にあたっては、自治会の意見や意向を十分に尊重したうえで、策定されるよう希望します。

以 上

相模原市つながる未来へ自分とみんなの自治会応援条例（案）の骨子

1 条例の名称

相模原市つながる未来へ自分とみんなの自治会応援条例

2 前文

相模原市は、店舗やマンションが多くある都市部と山や川などの豊かな自然がある中山間地域の両方を持つ、大きなまちであり、それらの魅力をいかしたまちづくりが進められています。そして、自治会は、より良いまちづくりのため、地域で活躍しています。

自治会は、地域住民相互の交流やつながりを促進し、地震や台風などの災害に備え、防犯パトロール、地域をきれいにする清掃活動、子どもの見守りや高齢者への声かけなども行い、市と協働しながら、安全・安心に心豊かに暮らせるまちを支えており、市や地域にとって欠かせない大切な存在であり、自分のためとみんなのためにあります。

しかし、近年、自治会に加入する人が減ったり、自治会を退会する人が増えており、自治会活動をする人が足りなくなっています。結果として、人と人とのつながりが少しずつ弱くなってしまうことが心配されます。このような中、自治会は、時代や地域の変化に合わせて様々な工夫をしながら、より多くの人が無理なく関わり、地域で暮らす者同士がつながりを持てるような活動や運営のあり方を模索し、安全・安心なまちづくりを続けていますが、自治会に対する認識や自治会が行う活動への理解や関心を高め、人と人とのつながりを維持できるようにみんなで考えていくことが必要です。

自治会への自発的な加入や自治会活動への参加を通じて、近所の人と挨拶がしあえたり、助け合えたりする大切なつながりを、これからも未来へ受け継ぎ、子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与するために、自治会を応援する条例を制定します。

3 目的 ※第1条

この条例は、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化について、基本的な考え方、市の責務、自治会、地域住民、事業者、住宅の建築者及びマンション管理者の役割並びに市の施策の基本となる事項を定めることにより、もって誰もが安全・安心に心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

4 定義 ※第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 自治会

本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて自主的に組織され、当該区域における地域活動を行う団体をい

います。

(2) 地域活動

地域住民相互の交流、防災、防犯、環境美化、福祉その他の公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

(3) 地域コミュニティ

地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいいます。

(4) 事業者

市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(5) マンション等

共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいいます。

(6) 住宅の建築等を行う者

次に掲げる事業を行う事業者をいいます。

ア 住宅の建築

イ 住宅又は宅地の販売又は賃貸（これらの代理又は媒介を含みます。）

(7) マンション等管理者等

次に掲げる者をいいます。

ア 市内のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合（以下「管理組合」といいます。）であって、当該マンション等の管理を委託していないもの

イ 市内のマンション等（管理組合がないものに限ります。）の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者を代表する者であって、当該マンション等の管理を委託していないもの

ウ その他市内のマンション等の管理を行う者

5 基本的な考え方 ※第3条

自治会の加入促進、維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

- (1) 市並びに地域住民、事業者、住宅の建築等を行う者及びマンション等管理者等（以下「多様な主体」という。）は、自治会が、地域コミュニティの中核として、地域活動を行う重要な役割を担っていることを改めて認識していくこととします。
- (2) 自治会のみが地域活動を行うのではなく、市、自治会及び多様な主体がそれぞれの特性を生かしながら連携し、協働して取り組むこととします。
- (3) 自治会活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観等を最大限に尊重して自主的に行われるものであることとします。

6 市の責務等 ※第4条

- (1) 市は、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化に必要な施策を社会

の在り方に応じ柔軟に実施するものとします。この場合において、自治会の意見や意向を把握する機会を設け、その結果を反映するよう努めなければならないものとします。

- (2) 市は、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するための必要な体制を整備するものとします。
- (3) 市は、事業の実施に当たり自治会に協力を依頼するときは、依頼の必要性、内容及び方法を十分検討するとともに、自治会の負担が過重なものとならないよう努めなければならないものとします。
- (4) 市は、多様な主体が、自治会が地域コミュニティの中核として、地域活動を行う重要な役割を担っていること認識し、並びに自治会活動への理解及び関心を深め、自治会活動への参加及び協力につながるよう、分かりやすく効果的な情報発信及び啓発を行うものとします。
- (5) 市は、都市部から中山間地域まで多様な地域を有する本市の特性を踏まえ、各区及び地域の実情、課題その他の特性に応じた自治会に対する支援を行うものとします。
- (6) 職員は、自治会が地域コミュニティの中核として、地域活動を行う重要な役割を認識し、並びに自治会活動への理解及び関心を深め、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化を推進する視点に立って、職務の遂行に努めるものとします。

7 自治会の役割 ※第5条

- (1) 自治会は、地域コミュニティの中核として、地域活動を行う重要な役割を果たし、地域コミュニティの活性化に寄与するものとします。
- (2) 自治会は、その運営について地域住民にとって理解しやすいものとするとともに、地域住民の意思を尊重した自治会活動への参加、加入の促進に努めるものとします。
- (3) 自治会は、地域の課題の解決を図るため、市及び多様な主体との連携に努めるものとします。

8 地域住民の役割 ※第6条

地域住民は、自らも地域コミュニティを構成する一員であること及び自治会の役割を認識し、自治会活動に対する理解と関心を深め、自治会への加入並びに自治会活動への参加及び協力を努めるものとします。

9 事業者の役割 ※第7条

事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員であること及び自治会の役割を認識し、自治会活動に対する理解と関心を深め、自治会活動への参加及び協力を努めるものとします。

10 住宅の建築等を行う者の役割 ※第8条

住宅の建築等を行う者は、一戸建て住宅又はマンション等への入居者が自治会の役割を認識し、自治会活動に対する理解と関心を深めることがで

きるよう、自治会に関する情報の提供その他必要な協力を努めるものとします。

1 1 マンション等管理者等の役割 ※第 9 条

マンション等管理者等は、マンション等の居住者が自治会の役割を認識し、自治会活動に対する理解と関心が深まるよう、自治会に関する情報の提供その他必要な協力を努めるものとします。

1 2 加入促進等 ※第 1 0 条

市は、地域住民が自治会の意義及び活動について理解し、自らの意思により自治会への加入及び自治会活動へ参加することができるよう、情報提供その他必要な働きかけを行うものとします。

1 3 財政上の措置 ※第 1 1 条

市は、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

1 4 実施状況の公表 ※第 1 2 条

市長は、自治会の加入促進、維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとします。

1 5 連絡先等の報告 ※第 1 3 条

- (1) 住宅の建築等を行う者は、マンション等を新築するときは、規則で定めるところにより、連絡先その他必要な事項を市長に報告するものとします。
- (2) マンション等管理者等（次項に規定するマンション等管理者等を除く。）は、規則で定めるところにより、連絡先その他必要な事項を市長に報告するものとします。
- (3) この条例の施行前から管理されているマンション等のマンション等管理者等は、自治会からの要請等を踏まえ、市が求めたときは、規則で定めるところにより、連絡先その他必要な事項を市長に報告するよう努めるものとします。
- (4) 市長は、前 3 項の規定による報告を受けた連絡先その他必要な事項を、当該報告に係るマンション等が存する区域の自治会又はその周辺自治会へ提供するものとします。

1 6 規則への委任 ※第 1 4 条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。